

## 手数料

事務	名称	金額
1 盛土規制法第12条第1項の宅地造成等に関する工事の許可申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	<p>盛土又は切土をする土地の面積が 500平方メートル以内のときは13,000円、</p> <p>500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のときは24,000円、</p> <p>1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のときは36,000円、</p> <p>2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内のときは54,000円、</p> <p>3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のときは66,000円、</p> <p>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは90,000円、</p> <p>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは 144,000円、</p> <p>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは 218,000円、</p> <p>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは 346,000円、</p> <p>70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のときは 488,000円、</p> <p>100,000平方メートルを超えるときは 630,000円</p>
	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	<p>土石の堆積を行う土地の面積が 500平方メートル以内のときは11,000円、</p> <p>500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のときは13,000円、</p> <p>1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のときは16,000円、</p> <p>2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル</p>

		<p>以内のときは19,000円、</p> <p>3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のときは28,000円、</p> <p>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは31,000円、</p> <p>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは38,000円、</p> <p>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは52,000円、</p> <p>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは72,000円、</p> <p>70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のときは 100,000円、</p> <p>100,000平方メートルを超えるときは 130,000円</p>
<p>2 盛土規制法第16条第1項の宅地造成等に関する工事の変更の許可申請に対する審査</p>	<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料</p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 計画の変更に係る盛土又は切土をする土地の面積が 500平方メートル以内のときは</p> <p>13,000円、</p> <p>500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のときは24,000円、</p> <p>1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のときは36,000円、</p> <p>2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内のときは54,000円、</p> <p>3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のときは66,000円、</p> <p>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは90,000円、</p> <p>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは 144,000円、</p>

	<p>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは218,000円、  40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは346,000円、  70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のときは 488,000円、  100,000平方メートルを超えるときは 630,000円</p> <p>イ その他の変更については、10,000円</p>
<p>土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料</p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 計画の変更に係る土石の堆積をする土地の面積が 500平方メートル以内のときは11,000円、  500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のときは13,000円、  1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のときは16,000円、  2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内のときは19,000円、  3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のときは28,000円、  5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは31,000円、  10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは38,000円、  20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは52,000円、  40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは72,000円、  70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のときは 100,000円、</p>

		100,000平方メートルを超えるときは 130,000円 イ その他の変更については、10,000円
3 盛土規制法第18条第1項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査手数料	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のときは3,000円、 3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは6,000円、 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは12,000円、 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは24,000円、 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のときは42,000円、 100,000平方メートルを超えるときは60,000円
4 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく盛土規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受けることを要しないことを証する書面の交付	盛土規制法に関する許可不要証明の交付手数料	4,600円

5 盛土規制法第12条第1項若しくは第16条第1項の規定による許可又は盛土規制法第15条第1項の規定による協議の台帳の記載事項を証する書面の交付	盛土規制法に関する許可又は協議の台帳の記載事項を証する書面の交付手数料	400円
--	-------------------------------------	------